

軽自動車の購入事業者の募集のお知らせ

軽自動車の購入事業者の募集を下記により募集しますのでお知らせします。

記

- 1 公募型一般競争入札案件名
軽自動車の購入に関する請負
- 2 内容
別紙仕様書のとおり
- 3 履行期間
令和元年9月30日まで
- 4 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者。
 - (2) 大阪市の入札参加資格者名簿に登録していること。また、登録している者でも入札日現在、指名停止措置の対象でない者。
 - (3) 大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
 - (4) その他入札参加に不相当と認められる者でないこと。
- 5 入札参加申請等の手続き
 - (1) 入札参加申込
 - ①申込締切日 令和元年8月19日(月)午後3時まで
 - ②提出内容 御社独自の見積書に価格(消費税込)を記入して提出してください
 - ③提出先 社会福祉法人大阪市淀川区社会福祉協議会 入札担当
所在地: 大阪市淀川区三国本町2-14-3
郵送または持参にて申込みください。
 - (2) 開札日
 - 日 時 令和元年8月20日(火)午前11時
 - 場 所 淀川区在宅サービスセンター3階 会議室
所在地: 大阪市淀川区三国本町2-14-3
 - その他 一番安価な札を入れていただいた事業者を指名いたします。
開札にはかならず立ち会う必要はありません。結果については、

応募いただいた事業者に連絡いたします。

6 問い合わせ先 社会福祉法人大阪市淀川区社会福祉協議会 入札担当

TEL：06-6394-2900

FAX：06-6394-2978

7 その他事項

- (1) 公募型一般競争入札の申請書類の作成及び提出に掛かる費用は、申請者の負担とする。
- (2) 開札後落札までに、参加者（参加者申請者が共同企業体の場合はその構成員を含む。）が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、参加者を有しないものとした入札とみなし無効とする。
- (3) 落札後、契約締結までに、落札者が大阪市暴力団等排除要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。